

◎民法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

>

| 改正後 | 民法の一部を改正する法律（選択的夫婦別氏制）による改正後の規定 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一編～第三編 〔略〕</p> <p>第四編 〔略〕</p> <p>第一章 〔略〕</p> <p>第二章 〔略〕</p> <p>第一節・第二節 〔略〕</p> <p>第三節 <u>婚姻の当事者の財産関係</u></p> <p>第一款 総則（第七百五十五条―第七百五十九条）</p> <p>第二款 法定財産制（第七百六十条―第七百六十二条）</p> <p>第四節 〔略〕</p> <p>第三章～第七章 〔略〕</p> <p>第五編 〔略〕</p> <p>（未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予）</p> <p>第一百五十八条 〔略〕</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する親又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時か</p> | <p>目次</p> <p>第一編～第三編 〔略〕</p> <p>第四編 〔略〕</p> <p>第一章 〔略〕</p> <p>第二章 〔略〕</p> <p>第一節・第二節 〔略〕</p> <p>第三節 <u>夫婦財産制</u></p> <p>第一款 総則（第七百五十五条―第七百五十九条）</p> <p>第二款 法定財産制（第七百六十条―第七百六十二条）</p> <p>第四節 〔略〕</p> <p>第三章～第七章 〔略〕</p> <p>第五編 〔略〕</p> <p>（未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予）</p> <p>第一百五十八条 〔略〕</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した</p> |

ら六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

(婚姻の当事者間の権利の時効の完成猶予)

第二百五十九条 婚姻の当事者の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(子の監護費用の先取特権)

第三百八条の二 子の監護の費用の先取特権は、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権の各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額（子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して当該定期金により扶養を受けるべき子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額）について存在する。

一 第七百五十二条の規定による婚姻の当事者間の協力及び扶助の義務

二 四 [略]

(近親者に対する損害の賠償)

第七百十一条 他人の生命を侵害した者は、被害者の親、配偶者及

時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

(夫婦間の権利の時効の完成猶予)

第二百五十九条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(子の監護費用の先取特権)

第三百八条の二 子の監護の費用の先取特権は、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権の各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額（子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して当該定期金により扶養を受けるべき子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額）について存在する。

一 第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二 四 [略]

(近親者に対する損害の賠償)

第七百十一条 他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者

び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。

(離婚等による姻族関係の終了)

第七百二十八条 [略]

2 婚姻の当事者の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様とする。

(婚姻の届出)

第七百三十九条 婚姻は、異性又は同性の当事者が、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

2 [略]

(婚姻の当事者の氏)

第七百五十条 婚姻の当事者は、婚姻の際に定めるところに従い、

婚姻の当事者の一方の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。

2 婚姻の当事者が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、婚姻の当事者は、婚姻の際に、婚姻の当事者の一方の氏を子が称すべき氏として定めなければならない。

及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。

(離婚等による姻族関係の終了)

第七百二十八条 [略]

2 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様とする。

(婚姻の届出)

第七百三十九条 婚姻は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

2 [略]

(夫婦の氏)

第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは

は妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。

2 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称すべき氏として定めなければならない。

(生存配偶者の復氏等)

第七百五十一条 婚姻の当事者の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる。

2 [略]

(同居、協力及び扶助の義務)

第七百五十二条 婚姻の当事者は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

第三節 婚姻の当事者の財産関係

(婚姻の当事者の財産関係)

第七百五十五条 婚姻の当事者が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかつたときは、その財産関係は、次款に定めるところによる。

(婚姻の当事者間の財産契約の對抗要件)

第七百五十六条 婚姻の当事者が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを婚姻の当事者の承継人及び第三者に対抗することができない。

(生存配偶者の復氏等)

第七百五十一条 夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる。

2 [略]

(同居、協力及び扶助の義務)

第七百五十二条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

第三節 夫婦財産制

(夫婦の財産関係)

第七百五十五条 夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかつたときは、その財産関係は、次款に定めるところによる。

(夫婦財産契約の對抗要件)

第七百五十六条 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。

(婚姻の当事者の財産関係の変更の制限等)

第七百五十八条 婚姻の当事者の財産関係は、婚姻の届出後は、変更することができない。

2 婚姻の当事者の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であったことよってその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。

3 [略]

(財産の管理者の変更及び共有財産の分割の對抗要件)

第七百五十九条 前条の規定又は第七百五十五条の契約の結果により、財産の管理者を変更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければ、これを婚姻の当事者の承継人及び第三者に對抗することができない。

(婚姻費用の分担)

第七百六十条 婚姻の当事者は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

(日常の家事に関する債務の連帯責任)

第七百六十一条 婚姻の当事者の一方が日常の家事に関して第三者

(夫婦の財産関係の変更の制限等)

第七百五十八条 夫婦の財産関係は、婚姻の届出後は、変更することができない。

2 夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であったことよってその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。

3 [略]

(財産の管理者の変更及び共有財産の分割の對抗要件)

第七百五十九条 前条の規定又は第七百五十五条の契約の結果により、財産の管理者を変更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に對抗することができない。

(婚姻費用の分担)

第七百六十条 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

(日常の家事に関する債務の連帯責任)

第七百六十一条 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行

と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。

(婚姻の当事者間における財産の帰属)

第七百六十二条 婚姻の当事者の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（婚姻の当事者の一方が単独で有する財産をいう。）とする。

2 婚姻の当事者のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。

(協議上の離婚)

第七百六十三条 婚姻の当事者は、その協議で、離婚をすることができる。

(離婚の届出の受理)

第七百六十五条 離婚の届出は、その離婚が前条において準用する第七百三十九条第二項の規定その他の法令の規定に違反しないこと及び婚姻の当事者間に成年に達しない子がある場合には次の各号のいずれかに該当することを認めなければ、受理することができない。

為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。

(夫婦間における財産の帰属)

第七百六十二条 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする。

2 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。

(協議上の離婚)

第七百六十三条 夫婦は、その協議で、離婚をすることができる。

(離婚の届出の受理)

第七百六十五条 離婚の届出は、その離婚が前条において準用する第七百三十九条第二項の規定その他の法令の規定に違反しないこと及び夫婦間に成年に達しない子がある場合には次の各号のいずれかに該当することを認めなければ、受理することができない。

一・二 〔略〕

2 〔略〕

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

第七百六十六条 親が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者又は子の監護の分掌、親と子との交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならぬ。

2 前項の協議が調わないとき又は同項の協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

3 〔略〕

4 前三項の規定によつては、監護の範囲外では、親の権利義務に変更を生じない。

(審判による親以外の親族と子との交流の定め)

第七百六十六条の二 家庭裁判所は、前条第二項又は第三項の場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときは、同条第一項に規定する子の監護について必要な事項として親以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる。

2 前項の定めについての前条第二項又は第三項の規定による審判

一・二 〔略〕

2 〔略〕

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者又は子の監護の分掌、父又は母と子との交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

3 〔略〕

4 前三項の規定によつては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

(審判による父母以外の親族と子との交流の定め)

第七百六十六条の二 家庭裁判所は、前条第二項又は第三項の場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときは、同条第一項に規定する子の監護について必要な事項として父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる。

2 前項の定めについての前条第二項又は第三項の規定による審判

の請求は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、その者と子との交流についての定めをするため他に適当な方法がないときに限る。）がすることができる。

一 親

二 親以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者にあつては、過去に当該子を監護していた者に限る。）

（子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例）

第七百六十六条の三 親が子の監護に要する費用の分担について定めをすることなく協議上の離婚をした場合には、親の一方であつて離婚の時から引き続きその子の監護を主として行うものは、他の一方に対し、離婚の日から、次に掲げる日のいずれか早い日までの間、毎月末に、その子の監護に要する費用の分担として、親の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額の支払を請求することができる。ただし、当該他の一方は、支払能力を欠くためにその支払をすることができないこと又はその支払をすることによってその生活が著しく窮迫することを証明したときは、その全部又は一部の支払を拒むことができる。

一 親がその協議により子の監護に要する費用の分担についての

の請求は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、その者と子との交流についての定めをするため他に適当な方法がないときに限る。）がすることができる。

一 父母

二 父母以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者にあつては、過去に当該子を監護していた者に限る。）

（子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例）

第七百六十六条の三 父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく協議上の離婚をした場合には、父母の一方であつて離婚の時から引き続きその子の監護を主として行うものは、他の一方に対し、離婚の日から、次に掲げる日のいずれか早い日までの間、毎月末に、その子の監護に要する費用の分担として、父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額の支払を請求することができる。ただし、当該他の一方は、支払能力を欠くためにその支払をすることができないこと又はその支払をすることによってその生活が著しく窮迫することを証明したときは、その全部又は一部の支払を拒むことができる。

一 父母がその協議により子の監護に要する費用の分担について

定めをした日

二・三 〔略〕

2・3 〔略〕

(離婚による復氏等)

第七百六十七条 婚姻によって氏を改めた者は、協議上の離婚によつて婚姻前の氏に復する。

2 前項の規定により婚姻前の氏に復した者は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離婚の際に称していた氏を称することができる。

(離婚による復氏の際の権利の承継)

第七百六十九条 婚姻によつて氏を改めた者が、第八百九十七条第一項の権利を承継した後、協議上の離婚をしたときは、当事者その他の関係人の協議で、その権利を承継すべき者を定めなければならない。

2 前項の協議が調わないとき又は同項の協議をすることができないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

(裁判上の離婚)

の定めをした日

二・三 〔略〕

2・3 〔略〕

(離婚による復氏等)

第七百六十七条 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によつて婚姻前の氏に復する。

2 前項の規定により婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離婚の際に称していた氏を称することができる。

(離婚による復氏の際の権利の承継)

第七百六十九条 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻が、第八百九十七条第一項の権利を承継した後、協議上の離婚をしたときは、当事者その他の関係人の協議で、その権利を承継すべき者を定めなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

(裁判上の離婚)

第七百七十条 婚姻の当事者の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。

一 四 〔略〕

2 〔略〕

(子の氏の変更)

第七百九十一条 子が親の一方と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その親の氏を称することができる。ただし、親が氏を異にする婚姻の当事者である場合において子が未成年であるときは、特別の事情があるときに限る。

2 親の一方が氏を改めたことにより子が親の氏又は親の一方の氏と氏を異にする場合には、子は、親の婚姻中に限り、前項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その親の氏又はその親の一方の氏を称することができる。

3 子の出生後に婚姻をした親が氏を異にする婚姻の当事者である場合において子が第七百五十条第二項の子が称すべき氏と異なる氏を称しているときは、子は、第一項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、同条第二項の子が称すべき氏を称することができる。ただし、親の婚姻後に第一

第七百七十条 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。

一 四 〔略〕

2 〔略〕

(子の氏の変更)

第七百九十一条 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。ただし、父母が氏を異にする夫婦である場合において子が未成年であるときは、特別の事情があるときに限る。

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母の氏又は父若しくは母の氏と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができる。

3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において子が第七百五十条第二項の子が称すべき氏と異なる氏を称しているときは、子は、第一項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、同条第二項の子が称すべき氏を称することができる。ただし、父母の婚姻後に第一項の

項の規定により氏を改めた子については、この限りでない。

4・5 [略]

(十五歳未満の者を養子とする縁組)

第七百九十七条 [略]

2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の親でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならぬ。養子となる者の親で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

3 第一項の縁組をすることが子の利益のため特に必要であるにもかかわらず、養子となる者の親でその監護をすべき者であるものが縁組の同意をしないときは、家庭裁判所は、養子となる者の法定代理人の請求により、その同意に代わる許可を与えることができる。同項の縁組をすることが子の利益のため特に必要であるにもかかわらず、養子となる者の親で親権を停止されているものが縁組の同意をしないときも、同様とする。

4 [略]

(婚姻の規定の準用)

第七百九十九条 第七百三十八条及び第七百三十九条の規定は、縁組について準用する。この場合において、同条第一項中「異性又

規定により氏を改めた子については、この限りでない。

4・5 [略]

(十五歳未満の者を養子とする縁組)

第七百九十七条 [略]

2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならぬ。養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

3 第一項の縁組をすることが子の利益のため特に必要であるにもかかわらず、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが縁組の同意をしないときは、家庭裁判所は、養子となる者の法定代理人の請求により、その同意に代わる許可を与えることができる。同項の縁組をすることが子の利益のため特に必要であるにもかかわらず、養子となる者の父母で親権を停止されているものが縁組の同意をしないときも、同様とする。

4 [略]

(婚姻の規定の準用)

第七百九十九条 第七百三十八条及び第七百三十九条の規定は、縁組について準用する。

は同性の当事者が、「戸籍法」とあるのは、「戸籍法」と読み替えるものとする。

(養子の氏)

第八十条 養子は、養親の氏(氏を異にする婚姻の当事者が共に養子をするときは、第七百五十条第二項の子が称すべき氏)を称する。

2 氏を異にする婚姻の当事者の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、前項の規定にかかわらず、養親とその配偶者についての第七百五十条第二項の子が称すべき氏を称する。

3 [略]

(協議上の離縁等)

第八十一条 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、養子の親が離婚しているときは、その協議で、その双方又は一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。

4 前項の協議が調わないとき又は同項の協議をすることができな
いときは、家庭裁判所は、同項の親の一方又は養親の請求によつ

(養子の氏)

第八十条 養子は、養親の氏(氏を異にする夫婦が共に養子をするときは、第七百五十条第二項の子が称すべき氏)を称する。

2 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、前項の規定にかかわらず、養親とその配偶者についての第七百五十条第二項の子が称すべき氏を称する。

3 [略]

(協議上の離縁等)

第八十一条 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その双方又は一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。

4 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項の父若しくは母又は養親の請求によつ

て、協議に代わる審判をすることができる。この場合においては、
第八百十九条第七項の規定を準用する。

5・6 [略]

(婚姻の当事者である養親と未成年者との離縁)

第八百十一条の二 養親が婚姻の当事者である場合において未成年
者と離縁をするには、婚姻の当事者が共にしなければならぬ。
ただし、婚姻の当事者の一方がその意思を表示することができな
いときは、この限りでない。

(婚姻の規定の準用)

第八百十二条 第七百三十八条、第七百三十九条及び第七百四十七
条の規定は、協議上の離縁について準用する。この場合において、
第七百三十九条第一項中「異性又は同性の当事者が、戸籍法」と
あるのは「戸籍法」と、第七百四十七条第二項中「三箇月」とあ
るのは「六箇月」と読み替えるものとする。

(養親の共同縁組)

第八百十七条の三 [略]

2 婚姻の当事者の一方は、他の一方が養親とならないときは、養
親となることができない。ただし、婚姻の当事者の一方が他の一

て、協議に代わる審判をすることができる。この場合においては、
第八百十九条第七項の規定を準用する。

5・6 [略]

(夫婦である養親と未成年者との離縁)

第八百十一条の二 養親が夫婦である場合において未成年者と離縁
をするには、夫婦が共にしなければならぬ。ただし、夫婦の一
方がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

(婚姻の規定の準用)

第八百十二条 第七百三十八条、第七百三十九条及び第七百四十七
条の規定は、協議上の離縁について準用する。この場合において、
同条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替えるもの
とする。

(養親の夫婦共同縁組)

第八百十七条の三 [略]

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となる
ことができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子

方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

（養親となる者の年齢）

第八百十七条の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる婚姻の当事者の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。

（親の同意）

第八百十七条の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の親の同意がなければならぬ。ただし、親がその意思を表示することができない場合又は親による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

（子の利益のための特別の必要性）

第八百十七条の七 特別養子縁組は、親による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

（養親となる者の年齢）

第八百十七条の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。

（父母の同意）

第八百十七条の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならぬ。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

（子の利益のための特別の必要性）

第八百十七条の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

(実方との親族関係の終了)

第八百十七条の九 養子と実方の親及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

(親の責務等)

第八百十七条の十二 親は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならず、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならぬ。

2 親は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。

(親子の交流等)

第八百十七条の十三 第七百六十六条(第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の場合のほか、子と別居する親その他の親族と当該子との交流について

(実方との親族関係の終了)

第八百十七条の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

(親の責務等)

第八百十七条の十二 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならず、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならぬ。

2 父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。

(親子の交流等)

第八百十七条の十三 第七百六十六条(第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の場合のほか、子と別居する父又は母その他の親族と当該子との交流に

必要な事項は、親の協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき又は同項の協議をすることができないときは、家庭裁判所が、親の一方の請求により、同項の事項を定める。

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、親の一方の請求により、前二項の規定による定めを変更することができる。

4 前二項の請求を受けた家庭裁判所は、子の利益のため特に必要があると認めるときに限り、親以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる。

5 前項の定めについての第二項又は第三項の規定による審判の請求は、親以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者にあつては、過去に当該子を監護していた者に限る。）もすることができる。ただし、当該親族と子との交流についての定めをするため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

（親権）

第八百十八条 〔略〕

2 親の婚姻中はその双方を親権者とする。

3 子が養子であるときは、次に掲げる者を親権者とする。

一 〔略〕

ついで必要な事項は、父母の協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、父又は母の請求により、同項の事項を定める。

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、父又は母の請求により、前二項の規定による定めを変更することができる。

4 前二項の請求を受けた家庭裁判所は、子の利益のため特に必要があると認めるときに限り、父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる。

5 前項の定めについての第二項又は第三項の規定による審判の請求は、父母以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者にあつては、過去に当該子を監護していた者に限る。）もすることができる。ただし、当該親族と子との交流についての定めをするため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

（親権）

第八百十八条 〔略〕

2 父母の婚姻中はその双方を親権者とする。

3 子が養子であるときは、次に掲げる者を親権者とする。

一 〔略〕

二 子の親であつて、前号に掲げる養親の配偶者であるもの

(離婚又は認知の場合の親権者)

第八百十九条 親が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。

2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、親の双方又は一方を親権者と定める。

3・4 [略]

5 第一項、第三項若しくは前項の協議が調わないとき又はこれらの規定の協議をすることができないときは、家庭裁判所は、親の一方の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。

6 [略]

7 裁判所は、第二項又は前二項の裁判において、親の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たつては、子の利益のため、親と子との関係、親の一方と他の一方との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときその他の親の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、親の一方を親権者と定めなければならない。

一 親の一方が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 子の父母であつて、前号に掲げる養親の配偶者であるもの

(離婚又は認知の場合の親権者)

第八百十九条 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。

2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定める。

3・4 [略]

5 第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。

6 [略]

7 裁判所は、第二項又は前二項の裁判において、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たつては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときその他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。

一 父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 親の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次項において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無、第一項、第三項又は第四項の協議が調わない理由その他の事情を考慮して、親が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。

8 第六項の場合において、家庭裁判所は、親の協議により定められた親権者を変更することが子の利益のため必要であるか否かを判断するに当たっては、当該協議の経過、その後の事情の変更その他の事情を考慮するものとする。この場合において、当該協議の経過を考慮するに当たっては、親の一方から他の一方への暴力等の有無、家事事件手続法による調停の有無又は裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）の利用の有無、協議の結果についての公正証書の作成の有無その他の事情をも勘案するものとする。

（親権の行使方法等）

第八百二十四条の二 親権は、親が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。

一 三 〔略〕

2 親は、その双方が親権者であるときであっても、前項本文の規

二 父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次項において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無、第一項、第三項又は第四項の協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。

8 第六項の場合において、家庭裁判所は、父母の協議により定められた親権者を変更することが子の利益のため必要であるか否かを判断するに当たっては、当該協議の経過、その後の事情の変更その他の事情を考慮するものとする。この場合において、当該協議の経過を考慮するに当たっては、父母の一方から他の一方への暴力等の有無、家事事件手続法による調停の有無又は裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）の利用の有無、協議の結果についての公正証書の作成の有無その他の事情をも勘案するものとする。

（親権の行使方法等）

第八百二十四条の二 親権は、父母が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。

一 三 〔略〕

2 父母は、その双方が親権者であるときであっても、前項本文の

定にかかわらず、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる。

3 特定の事項に係る親権の行使（第一項ただし書又は前項の規定により親の一方が単独で行うことができるものを除く。）について、親の一方と他の一方との間に協議が調わない場合であつて、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、親の一方の請求により、当該事項に係る親権の行使を親の一方が単独ですることができる旨を定めることができる。

（親の一方が共同の名義で行った行為の効力）

第八百二十五条 親が共同して親権を行う場合において、親の一方が、共同の名義で、子に代わつて法律行為をし又は子がこれをすることに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

（利益相反行為）

第八百二十六条 親権を行う親とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

2 〔略〕

規定にかかわらず、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる。

3 特定の事項に係る親権の行使（第一項ただし書又は前項の規定により父母の一方が単独で行うことができるものを除く。）について、父母間に協議が調わない場合であつて、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独ですることができる旨を定めることができる。

（父母の一方が共同の名義で行った行為の効力）

第八百二十五条 父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わつて法律行為をし又は子がこれをすることに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

（利益相反行為）

第八百二十六条 親権を行う父又は母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

2 〔略〕

(第三者が無償で子に与えた財産の管理)

第八百三十条 無償で子に財産を与える第三者が、親権を行う親にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、その親の管理に属しないものとする。

2 前項の財産につき親が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかつたときは、家庭裁判所は、子、その親族又は検察官の請求によつて、その管理者を選任する。

3・4 [略]

(親権喪失の審判)

第八百三十四条 親による虐待又は悪意の遺棄があるときその他親による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その親について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。

(親権停止の審判)

第八百三十四条の二 親による親権の行使が困難又は不適當である

(第三者が無償で子に与えた財産の管理)

第八百三十条 無償で子に財産を与える第三者が、親権を行う父又は母にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、父又は母の管理に属しないものとする。

2 前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかつたときは、家庭裁判所は、子、その親族又は検察官の請求によつて、その管理者を選任する。

3・4 [略]

(親権喪失の審判)

第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。

(親権停止の審判)

第八百三十四条の二 父又は母による親権の行使が困難又は不適當

ことにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その親について、親権停止の審判をすることができる。

2 〔略〕

(管理権喪失の審判)

第八百三十五条 親による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その親について、管理権喪失の審判をすることができる。

(親権又は管理権の辞任及び回復)

第八百三十七条 親権を行う親は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。

2 前項の事由が消滅したときは、親は、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。

(未成年後見人の指定)

であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。

2 〔略〕

(管理権喪失の審判)

第八百三十五条 父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。

(親権又は管理権の辞任及び回復)

第八百三十七条 親権を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。

2 前項の事由が消滅したときは、父又は母は、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。

(未成年後見人の指定)

第八百三十九条 〔略〕

2 親権を行う親の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。

〔親による未成年後見人の選任の請求〕

第八百四十一条 親が親権若しくは管理権を辞し、又は親について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があつたことによつて未成年後見人を選任する必要が生じたときは、その親は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

〔法定相続分〕

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一 三 〔略〕

四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、親の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、親の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

〔特別受益者の相続分〕

第八百三十九条 〔略〕

2 親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。

〔父母による未成年後見人の選任の請求〕

第八百四十一条 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は父若しくは母について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があつたことによつて未成年後見人を選任する必要が生じたときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

〔法定相続分〕

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一 三 〔略〕

四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

〔特別受益者の相続分〕

第九百三条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 婚姻期間が二十年以上の婚姻の当事者の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

第九百三条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。